

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	4	国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること
	III	家庭用品の安全性を確保すること
担当部局・課	主管課	医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
	関係課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	家庭用品の安全確保マニュアルの策定を推進すること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
家庭用品による健康被害の未然防止対策として、事業者自らによる安全確保レベルのより一層の向上を支援するため、家庭用品の商品群ごとに健康被害の発生状況、その原因究明への取組、新たな健康被害の可能性などを網羅した「安全確保マニュアル作成の手引き」を策定する。					
○関連する経費					
・家庭用品健康被害防止対策事業（平成17年度予算額） 4百万円					
(評価指標の考え方)					
・家庭用品の安全確保マニュアルの策定数を把握することにより、当該マニュアルの策定が着実に推進されているかを評価する。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
マニュアル策定数 (累積数)	1 (4)	0 (4)	0 (4)	0 (4)	1 (5)
(備考)					
・概ね2年間で1つのマニュアルを策定することとしており、平成17年度には、「不快害虫用殺虫剤」のマニュアルを策定したところである。					
・評価指標は、医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室の集計による。					

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析
製品の品質向上競争が激化した結果、家庭用品の性能もめざましく向上した。この結果、使用されている各種の化学物質による健康被害を未然に防ぐため、「安全確保マニュアル作成の手引き」に少しでも多くの商品群を取り上げる必要がある。これまで、商品群ごとの手引き作成の際の基礎として総論的な内容を持つ「家庭用化学製品

に関する総合リスク管理の考え方」を策定した他、防水スプレー、芳香・消臭・脱臭・防臭剤及び家庭用カビ取り・防カビ剤についての「安全確保マニュアル作成の手引き」を策定し、厚生労働省のホームページにおいて公表するとともに、通知により周知を図っているところである。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（家庭用品規制法）第 3 条において、家庭用品の製造業者及び輸入者の責務として、製品に含有される物質の人の健康に与える影響を把握し、健康被害が生ずることのないように努めなければならない旨が規定されており、これを支援するための「安全確保マニュアル作成の手引き」を策定することは家庭用品の安全性の確保を推進する上で有効であると考えられる。

また、適宜、関係団体等に対して直接説明を行う機会を設けており、マニュアルの策定について効果的に周知を行っている。

なお、平成 17 年度には、新たに「不快害虫用殺虫剤についての安全対策マニュアル作成の手引き」を策定したところである。

政策手段の効率性の評価

「安全確保マニュアル作成の手引き」の策定に当たっては、関係分野の専門家が参加し、製品の設計、製造から使用、廃棄に至るまでの総合リスク管理の手順等について検討がなされ、概ね 2 年間で 1 つの商品群についてマニュアル作成の手引きが策定される。「安全確保マニュアル作成の手引き」が策定された商品群については製造（輸入）・販売業者がこれに沿ったマニュアルを作成し、商品の企画、製造、販売の各段階における安全性の確保が図られることになり、家庭用品の安全性を確保する上で効率的である。

総合的な評価

マニュアル作成の手引きの策定を進めるとともに、関係団体に対する周知を行うことにより、施策目標の進展に向け効果があった。

評価結果分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- ② 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

「安全確保マニュアル作成の手引き」の策定に当たっては関係分野の専門家を参集し、製品の設計、製造から使用、廃棄に至るまでの総合リスク管理の手順等について、知見を活用している。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。